

[事案 29-165] 遡及契約締結請求

・平成 30 年 4 月 20 日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

契約の担当者にしらないことを求めた職員が担当者になっていることを理由として、契約日に遡って契約の締結をやり直すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 3 月に契約した定期保険について、担当者にしらないことを求めた職員の氏名が申込書の裏面に記載されており、担当者から外れていないと考えられることから、契約日に遡って契約を締結し直してほしい。

<保険会社の主張>

契約は申立人の意向どおりの内容になっていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張および契約時の状況とその後の経過等を把握するため、申立人代表者および担当者ら 3 名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約内容は申立人の意向に沿ったものであり、契約を締結し直すことは認められないが、意向把握義務が適切に履行されたとは認められないこと、申込み後の申立人に対する対応に不適切な点が認められることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。